

⑥-2 自動車保管場所届出書

『使用の本拠の位置』の住所と、登録名義人の印鑑証明書住所が異なる場合

別記様式第2号（第3条関係）＜記入例＞

自動車保管場所届出(1) (新規) 変更)			自動車の区分	登録・軽
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ	
(2) トヨタ	5BA-LA350A		長さ	3 3 9 センチメートル
			幅	1 4 7 センチメートル
			高さ	1 5 0 センチメートル
自動車の使用の本拠の位置 (3) 東京都多摩市関戸 4 8 - 3			「使用する拠点」の住所を記入	
自動車の保管場所の位置 (4) 東京都多摩市関戸 5 5 - 1 多摩第1駐車場 第20号				
上記の事項について届出をします。				
(5) 多摩中央警察署長 殿		(6)		
		年 月 日 届出 1 9 7 - 0 0 2 3 住所 東京都福生市志茂 2 - 1 - 5 (フリガナ) (ニ シ ト キ オ) 氏 名 西 時 男 電話番号 0 4 2 - 1 2 3 - 4 5 6 7		
第 号	使用権原 自己・他人・共有	通称氏名	(7) 新規 車向 前車	ハ王子 3 0 0 3 - 0 0 0 0
		電話番号	代替 番号 現車	

備考 1 法第5条、第13条第3項及び附則第6項の規定による届出にあっては、「新規」の文字を、法第7条(第13条第4項及び附則第7項において準用する場合を含む。)の規定による届出(以下「変更届出」という。)にあっては「変更」の文字を○で囲むこと。

2 自動車の区分の欄は、法第4条第1項の区分に係る自動車の届出にあっては、「登録」の文字を、軽自動車である自動車の届出にあっては、「軽」の文字を○で囲むこと。

3 変更届出をする場合において、自動車の保管場所の位置欄には変更後の自動車の保管場所の位置を記入するほか、同欄括弧内に変更前の自動車の保管場所の位置を記入すること。

4 次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。

(1) 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車(届出者が保有者であり、又は保有者であった自動車であって届出に係るものの以外のものをいう。以下同じ。)に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、届出に係る場所が旧自動車の保管場所とされており、又は当該届出の日前15日以内に保管場所とされていたとき。

(2) 自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき(1)に該当する場合を除く。)

5 用紙の大きさは、日本産業規格A判4番とする。

(1) 「新規」と「軽」を ☐ で囲む

(2) 「車名」「型式」「自動車の大きさ」を記入 (ご不明の場合、スタッフにお問い合わせください)

(3) 実際に車を使用する拠点の住所 (自動車の使用の本拠の位置) を記入

(4) 実際に車を停める駐車場の住所・名称・駐車位置番号を記入



上段と同じ場合は、(3)と同じ住所を記入 (ただし部屋番号は記入不要)

(5) 車庫証明申請の管轄警察署名を記入 (ご不明の場合、スタッフにお問い合わせください)

(6) 登録名義人の印鑑証明書と同じ住所・氏名・フリガナと電話番号を記入

* 法人の場合は会社名・代表者名・フリガナ・住所を記入 (社判の使用可)

(7) 代替申請車両がある場合、「代替」を ☐ で囲み、登録ナンバーを記入

【ご注意】

- ・ボールペンで ご記入ください (消せるボールペンは不可)
- ・記入間違いによる訂正は、二重線を引き、空いているスペースに正しい文字をご記入ください (訂正印不要)

志茂
例) 福生市 福生